

# 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、一定所得以下の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給した方は、この給付金を受給することはできません。

## ●対象児童

平成15年4月2日～令和4年2月28日までの間に出生した児童

※特別児童扶養手当の対象児童は、平成13年4月2日～令和4年2月28日までの間に出生した児童

## ●支給対象者

次の「(1)所得要件」のいずれかに該当し、かつ「(2)養育要件」のいずれかに該当する方

(1) 所得要件	(2) 養育要件
<b>A</b> 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税の方、又は市町村条例により当該市町村民税均等割が免除された方	<b>a</b> 令和3年4月分の児童手当受給者(公務員でない方)
<b>B</b> 上記 <b>A</b> に該当する方以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、上記 <b>A</b> と同様の事情にあると認められる方	<b>b</b> 令和3年4月分の児童手当受給者(公務員の方)
	<b>c</b> 令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者
	<b>d</b> 令和3年5月～令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格及び額改定の認定を受けた方(公務員ではない方)
	<b>e</b> 令和3年5月～令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格及び額改定の認定を受けた方(公務員の方)
	<b>f</b> 令和3年5月～令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格及び額改定の認定を受けた方
	<b>g</b> 上記 <b>a</b> ～ <b>f</b> のいずれにも該当しない方で、令和3年3月31日時点で平成15年4月2日～平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する方で国内に住所を有する方、又は令和3年4月1日以後に当該児童を養育し日本国内に住所を有することになった方※主に、高校生(の年齢)のお子さんのみ養育されている方が当てはまります。

## 《申請の有無について》

- (1)所得要件が**A**に該当する方で(2)養育要件が**a**、**c**、**d**、**f**に該当する方は申請不要です。
- (1)所得要件が**A**に該当する方で(2)養育要件が**b**、**e**、**g**に該当する方及び所得要件**B**に該当する方は申請が必要です。

## ●支給額

児童1人あたり一律5万円

## ●申請手続き・支給時期について

▷申請が不要な方／対象者には給付金のお知らせを送付いたします。お知らせが届き次第支給時期をご確認ください。

※受給を拒否される場合は、給付金のお知らせが届いた後に「受給拒否の届出書」を提出してください。届出書は市公式ホームページからダウンロードできるほか、北斗市子ども・子育て支援課の窓口を設置しています。

▷申請が必要な方／申請書類をそろえて提出していただいた後、申請口座に支給します。支給時期については、申請の際にご説明します。また、申請書は子ども・子育て支援課で配布します。

▷申請受付期間／令和3年7月1日(木)～令和4年2月28日(月)

※ただし、令和4年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした方等への支給の申請については、令和4年3月15日(火)まで。

▷申請受付窓口／市役所子ども・子育て支援課

## ●その他

- ・問い合わせの内容によって、個人情報保護の観点からお答えできない場合がございますので、ご了承ください。
- ・給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります(修正申告を行った結果、住民税非課税から課税になった場合や、1人の児童について二重に受給した場合など)。

問 市役所子ども・子育て支援課子育て支援係 [内線162～165]